

獣医療法施行規則第一条第一項第十号の規定に基づき農林水産大臣が定める放射性同位元素装備診療機器

平成二十一年二月二十日農林水産省告示第二百三十五号

獣医療法施行規則第一条第一項第十号の農林水産大臣が定める放射性同位元素装備診療機器は、次に掲げる機器とする。

一 次に掲げる基準に適合する骨塩定量分析装置

- (一) 装備する放射性同位元素の数量が、〇・一テラベクレル以下であること。
- (二) 機器を使用しないときの機器表面における線量率が、六百ナノシーベルト毎時以下となるような構造であること。また、使用時において機器から一メートル離れた場所における線量率が、六マイクロシーベルト毎時以下となるような構造であること。
- (三) 線源を収納する容器が耐火構造であること。
- (四) 線源を収納する容器は、線源を容易に取り外すことができず、かつ、線源が脱落するおそれのないものであること。
- (五) 機器本体にその旨を示す標識を付すこと。
- (六) 装備する放射性同位元素が、ヨウ素一二五、アメリカシウム二四一又はガドリニウム一五三であること。

二 次に掲げる基準に適合するガスクロマトグラフ用電子・キャプチャ・ディテクタ

- (一) 装備する放射性同位元素の数量が、七百四十メガベクレル以下であること。
- (二) 機器表面における線量率が、六百ナノシーベルト毎時以下となるような構造であること。
- (三) 線源を収納する容器が耐火構造であること。
- (四) 線源を収納する容器は、線源を容易に取り外すことができず、かつ、線源が脱落するおそれのないものであること。
- (五) 線源を収納する容器の導入口及び排出口は、キャップ等により密閉できるものであること。
- (六) 線源を収納する容器は、ねじ等で機器に固定することができるものであること。
- (七) 機器本体にその旨を示す標識を付すこと。
- (八) 装備する放射性同位元素が、ニッケル六三であること。

三 次に掲げる基準に適合する輸血用血液照射装置

- (一) 装備する放射性同位元素の数量が、二〇〇テラベクレル以下である

こと。

- (二) 機器から一メートル離れた場所における線量率が、六マイクロシーベルト毎時以下となるような構造であること。
- (三) 線源を収納する容器が耐火構造であること。
- (四) 線源を収納する容器は、線源を容易に取り外すことができず、かつ、線源が脱落するおそれのないものであること。
- (五) 線源を収納する容器は、機器に固定されており、容易に取り外せないものであること。
- (六) 照射される血液を出し入れする機器の開口部の開放時において、線源を収納する容器がしゃへいされた構造であること。
- (七) 照射される血液を出し入れする機器の開口部に、みだりに開閉できないようかぎその他の閉鎖のための設備又は器具が設けられていること。
- (八) 機器本体にその旨を示す標識を付すこと。
- (九) 装備する放射性同位元素が、セシウム一三七であること。